

平成29年第8回片品村議会定例会会議録第2号

議事日程 第2号

平成29年12月12日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 陳情第 3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
- 日程第 3 議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第53号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第54号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第57号 平成29年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 7 議案第58号 平成29年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第59号 平成29年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第60号 平成29年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第61号 平成29年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 発委第 3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書
- 日程第12 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第13 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 陳情第 3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
- 日程第 3 議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第53号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部

部を改正する条例について

- 日程第 5 議案第 5 4 号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5 7 号 平成 2 9 年度片品村一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 7 議案第 5 8 号 平成 2 9 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 8 議案第 5 9 号 平成 2 9 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 平成 2 9 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 平成 2 9 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 1 発委第 3 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書
- 日程第 1 2 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 1 3 字句等の整理委任について

会議録1号用紙

片品村議会会議録		第2日
平成29年12月12日		
出席議員10名	欠席議員名	欠員2名
第1番	千明勉	(出席)
第2番	後藤眞平	(出席)
第3番	萩原正信	(出席)
第4番	千明道太	(出席)
第5番	高山悦夫	(出席)
第6番	星野栄二	(出席)
第7番		
第8番	星野精一	(出席)
第9番	星野逸雄	(出席)
第10番	今井功	(出席)
第11番		
第12番	入澤登喜夫	(出席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	梅	澤	志	洋				
教	育	長	吉	野	隆	哉			
総	務	課	長	大	竹	光	一		
住	民	課	長	武	藤	秀	文		
保	健	福	祉	課	長	原	澤	博	美
農	林	建	設	課	長	山	崎	康	広
むらづくり	観	光	課	長	戸	丸	権	次	
教育委員会	事務	局	長	星	野	勝	彦		
給食センター	所	長	星	野	孝	俊			
会	計	管	理	者	萩	原	睦	久	

事務局職員出席者

事	務	局	長	萩	原	明	富
係	長	金	子	小	百	合	

議長（千明道太君） 本日の会議を開きます。

午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（千明道太君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 萩原正信君及び5番 高山悦夫君を指名します。

日程第2 陳情第3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書

議長（千明道太君） 日程第2、陳情第3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書を議題とします。

陳情第3号について委員長の報告を求めます。

観光産業常任委員長 千明勉君。

（観光産業常任委員長 登壇）

観光産業常任委員長（千明 勉君） はい、1番。

委員会の審査結果を報告いたします。

観光産業常任委員会に付託されました陳情第3号の内容は、地域住民の協同による主体的な仕事起こしを通じて、持続可能な地域づくりに貢献することができ、また自発的な就労機会を創出することで、困難にある人々の就労創出と社会統合への貢献ができるため、協同組合法の速やかな制定を求めるため、政府・国会等関係機関に意見書の提出をお願いしたいというものです。

12月8日に当委員会を開催し、全員出席して慎重に審査を行った結果、次のような意見でした。

働きたいと願う誰もが安心して働ける社会、そして働きがいがある就労社会の創出は地域社会にとって大変大事であることから、今回の陳情には賛成すべきであるという意見でした。

以上のような審査結果を踏まえて、当委員会に諮ったところ、陳情第3号については採択すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げ、委員長報告といたします。

議長（千明道太君） 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、陳情第3号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第3、議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) はい、村長。

議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、村議会議員の期末手当の支給率を改定するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、平成29年12月の期末手当の支給率を100分の225.5から100分の232.5に改めるものでございます。

第2条は、平成30年4月1日以降の期末手当について、6月の支給率を100分の207.5から100分の212.5に、12月の支給率を100分の232.5から100分の227.5に改めるものでございます。

附則につきましては施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千明道太君） 日程第4、議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅

費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) はい、村長。

議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を改訂するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

第1条は、平成29年12月の期末手当の支給率を100分の222.5から100分の232.5に改めるものでございます。

第2条は、平成30年4月1日施行による期末手当について、6月の支給率を100分の207.5から100分の212.5に、12月の支給率を100分の232.5から100分の227.5に改めるものでございます。

附則につきましては施行期日を定めるもので、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第53号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり決定されました。

日程第5 議案第54号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長(千明道太君) 日程第5、議案第54号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) はい、村長。

議案第54号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告等に基づき、職員の給料表等の改定を行うため、関係する条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長(千明道太君) なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 大竹光一君。

総務課長(大竹光一君) はい、総務課長。

(詳細説明)

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第54号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 片品村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 平成29年度片品村一般会計補正予算（第4号）について

議長（千明道太君） 日程第6、議案第57号 平成29年度片品村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

既に説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第57号 平成29年度片品村一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 平成29年度片品村一般会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第58号 平成29年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議長(千明道太君) 日程第7、議案第58号 平成29年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

既に説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第58号 平成29年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 平成29年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第59号 平成29年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

議長（千明道太君） 日程第8、議案第59号 平成29年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

既に説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第59号 平成29年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 平成29年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号 平成29年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（千明道太君） 日程第9、議案第60号 平成29年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

既に説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第60号 平成29年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 平成29年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第61号 平成29年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号） について

議長（千明道太君） 日程第10、議案第61号 平成29年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

既に説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、議案第61号 平成29年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 平成29年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

日程第11 発委第3号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める 意見書

議長(千明道太君) 日程第11、発委第3号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

観光産業常任委員長 千明勉君。

(観光産業常任委員長 登壇)

観光産業常任委員長(千明 勉君) はい、1番。

発委第3号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書について、趣旨説明をいたします。

2019年に創立100年を迎えるILO(国際労働機関)が「労働は商品ではない」「一部の貧困は全体の繁栄にとって危険である」(フィラデルフィア宣言1944年)と警鐘を鳴らしてから、既に半世紀以上が経過しました。しかし、今日グローバル経済が広がる中で、我が国においても非正規・不安定雇用が広がるなど、労働環境は一層厳しくなり、その結果として格差拡大と貧困の固定化、社会的孤立が広がっています。

また、日本社会は人口減少社会、超少子・超高齢化社会という戦後誰も経験したことがない未曾有の事態に突入しており、社会の持続可能性が大きな問題となっております。

国連は2015年に、世界に広がる「あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」「誰一人取り残されない社会の実現」を掲げて「持続可能な開発目標2030」を提言、その解決に向けて協同組合に対して大きな期待を寄せています。

我が国においても、働く者や市民が協同で出資し合い、経営に参加しながら協同で仕事を起こす「協同労働の協同組合」(日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会等)

が協同組合の一員として30年にわたって持続可能な地域社会の課題に取り組んでいます。

現在、「介護保険制度」や「指定管理者制度」などを活用した高齢者介護や子育てなどの地域福祉、「生活困窮者自立支援制度」や「障害者総合支援制度」などを活用して、困難を抱える若者や障害のある人、生活困窮状態など社会的困難にある人とともに働く就労創出、また農業や自伐型林業などの第一次産業やBDF（バイオ燃料精製）などの自然エネルギー再生などの事業活動を行っています。協同労働には全国で10万人が就労に参加、その事業規模は全体で1,000億円に達しています。

しかし、欧米を始めとして先進諸国には協同労働の協同組合が法制度として整備されていますが、我が国には法的根拠がないため、企業組合法人や特定非営利活動法人などの法人格を便宜的に活用せざるを得ず、社会的理解が十分に得られない中で事業活動を強いられています。

現在、政府が掲げている「一億総活躍社会」、「地域共生社会の実現」、「まち・ひと・しごと創生」などの課題に応える協同組合組織として、国会では「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」、また超党派の「協同組合振興研究議員連盟」において、協同労働の協同組合の法制化に関する検討が開始されています。

協同労働の協同組合が法制化されることで、（1）地域住民の協同による主体的な仕事おこしを通じて持続可能な地域づくりに貢献することができ、また（2）自発的な就労機会を創出することで困難にある人々の就労創出と社会統合への貢献ができるものと考えています。

働きたいと願う誰もが安心して働ける社会、そしてその働き方が「ディーセントワーク」（働きがいのある、人間らしい仕事）であるような就労機会の創出を目指し、持続可能な地域づくりに貢献する「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求めものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

以上でございます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、発委第3号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書は原案のとおり可決されました。

日程第12 閉会中の継続調査申し出について

議長(千明道太君) 日程第12、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13 字句等の整理委任について

議長(千明道太君) 日程第13、字句等の整理委任についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、字句及び数字等の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

議長（千明道太君） 閉会に当たり、ひと言ごあいさつを申し上げます。

去る12月5日に開催されました第8回定例会が、全ての案件を議了し、ここに閉会の運びとなりました。

定例会中、議員各位におかれましては熱心なご審議を賜り、厚くお礼を申し上げる所でございます。

また、執行部の皆様には審議のために十分な対応とご協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。

今年も残すところわずかとなりましたが、一日も早い降雪により、年末年始により多くのお客様が来てくれることを念願しております。

議員各位を初め、村当局の皆様にはご健勝で越年でき、輝かしい新年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

議長（千明道太君） この際、村長からあいさつの申し出がありますので許可します。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） はい、村長。

閉会に当たりまして、ひと言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、12月5日から本日までの8日間にわたりまして、条例の一部改正、計画の変更、同意及び平成29年度一般会計並びに4特別会計の補正予算の議案につきまして、ご審議の上、ご認定をいただきましてまことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

本会議や各常任委員会、あるいは一般質問などご指導賜りましたことにつきましては、今後の行政執行の中に生かしてまいりたいと考えております。

今年も既に一部のスキー場はオープンし、引き続き各スキー場のオープンが予定されておりますが、今シーズンが降雪に恵まれ、多くの利用者で賑わい、片品村の冬季観光産業が盛況であることを期待するものであります。

いよいよ今年も残すところあとわずかとなりました。寒さも一段と厳しくなっておりますので、議員の皆様にはお体には十分ご留意されまして、ますますご活躍くださいますようお願い申し上げます。

また、村民がこぞって希望に満ちた新しい年を迎えられますことをご祈念申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（千明道太君） 以上で会議を閉じます。

平成29年第8回片品村議会定例会を閉会します。

午前10時32分 閉会